

札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領

平成18年10月25日 事業管理部長決裁

改正 平成19年 5月15日

改正 平成20年 9月25日

改正 平成21年 3月31日

改正 平成21年 4月 9日

改正 平成22年 4月27日

改正 平成24年 2月27日

改正 平成27年 5月21日

改正 平成28年 5月30日

改正 令和 6年 3月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市交通局が発注する工事及び設計等（以下「工事等」という。）のうち、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月13日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。）に基づく一般競争入札において、一般競争要綱第10条に規定する入札参加資格の確認を入札後に行う場合（以下「事後審査型」という。）の手続きについて、別に定めがあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 事後審査型により入札を行う工事等は、一般競争入札の対象となる工事等のうち、原則として、制限付一般競争入札（一般競争要綱第2条第9号に定めるものをいう。）の対象となる工事等とする。ただし、総合評価落札方式計画審査型（札幌市交通局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和6年3月28日管理者決裁。以下「総合評価要綱」という。）第3条第1項第1号に定めるものをいう。）により、契約の相手方を決定する工事等を除く。

(告示)

第3条 事後審査型により行う一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の告示は、一般競争要綱第4条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて行うものとする。

(1) 入札参加資格の確認を入札後に行う旨

(2) その他必要と認める事項

(落札候補者の決定)

第4条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札を保留とする。ただし、総合評価落札方式実績評価Ⅰ型、実績評価Ⅱ型、人材確保・育成型、地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型、測量業務型及び設計業務型（総合評価要綱第3条第1項第2号から第7号に定めるものをいう。）により契約の相手方を決定する工事等においては、落札候補者の決定は行わず、落札を保留とする。

(入札参加資格の確認申請等)

第5条 事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で入札

した者は、入札執行後、直ちに一般競争要綱第9条に規定する書類を提出し、入札参加資格の有無について一般競争要綱第14条に規定する札幌市交通局競争入札参加資格審査委員会の確認を受けなければならない。

ただし、札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（平成14年7月26日管理者決裁）第7条第1項の規定により最低制限価格を下回り、落札者とならなかった者を除く。

2 前項の規定は、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁）第2条第3号に規定する電子入札案件においては、落札候補者に限りこれを適用するものとする。

3 前2項の規定により、入札参加資格の有無について確認を受けた結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の行った入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した他の者を落札候補者とするものとし、前2項の規定と同様の手続きを行うものとする。

（落札者の決定等）

第6条 前条において、入札参加資格を有すると確認した場合は、確認した日を持って落札を決定するものとする。

（契約締結専決権者への報告等）

第7条 第6条の規定において落札を決定したときは、速やかに契約締結専決権者に報告するものとする。この場合、落札候補者を落札者とする場合は、落札候補者に対して、落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札参加者に対して、落札者が決定した旨の通知を行うものとする。

2 第5条第3項の規定により、落札候補者の行った入札を無効とした場合は、速やかに契約締結専決権者に報告するものとする。この場合、最低価格入札者に対して入札を無効とした旨の通知をするものとする。

3 前項の場合は、契約締結報告及び入札結果調書に、当該入札を無効とした旨を記載するものとする。

（準用）

第8条 事後審査型一般競争入札を行う場合には、この要領により実施するものとし、この要領に定めのない事項については、一般競争要綱の取扱いによるものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月25日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成19年5月21日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月17日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月28日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月21日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月30日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に告示される工事等から適用する。

様式（落札決定報告）

管理者	部長	課長	係長	係	報告日	平成 年 月 日
					終了日	平成 年 月 日

下記工事において、札幌市交通局事後審査型一般競争入札要領第6条の規定により、下記のとおり落札者を決定いたしましたので、報告します。

工 事 名	
落 札 者	
落 札 価 格	金 円
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額)	金 円 (円)

備考1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式（落札結果通知書）

札交総第 号

平成 年（ 年） 月 日

（落札者） 様

交通事業管理者 ○○ ○○

落 札 結 果 通 知 書

平成 年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、入札参加資格の有無について確認した結果、貴社を落札者に決定いたしましたので、通知いたします。

記

1 工 事 名

2 入 札 金 額 金 円

（ 契約金額 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也 ）

※ 契約書は、平成 年 月 日から交通局総務課においてお渡しいたしますので、同日から5日以内に同課に提出してください。その期日内に提出をしない場合は、落札を取り消します。

備考1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式（落札結果通知書）

札交総第 号

平成 年（ 年） 月 日

（入札参加者） 様

交通事業管理者 ○○ ○○

落 札 結 果 通 知 書

平成 年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、入札参加資格の有無について確認した結果、下記のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

記

1 工 事 名

2 落 札 者

3 落 札 金 額 金 円

（ 契約金額 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也 ）

備考1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式（入札無効報告）

管理者	部長	課長	係長	係	報告日	平成 年 月 日
					終了日	平成 年 月 日

下記工事において、札幌市交通局事後審査型一般競争入札要領第7条第2項の規定により、落札候補者の行った入札を無効といたしましたので、報告します。

工 事 名	
落札者候補者	
入札価格	金 円
入札を無効とした理由	

備考1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式（入札無効通知書）

札交総第 号

平成 年（ 年） 月 日

（最低価格入札者） 様

交通事業管理者 ○○ ○○

落札結果通知書

平成 年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、入札参加資格の有無について確認した結果、貴社の行った入札を無効といたしましたので、通知いたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 入 札 金 額 金 円
- 3 入札を無効とした理由

備考1 委託業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

- 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。